



Title	辛丑条約体制下の東三省地域政治：義和団から「憲政」へ
Author(s)	西村，成雄
Citation	大阪外国語大学学報. 1982, 58, p. 1-15
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80902
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

辛丑条約体制下の東三省地域政治

——義和団から「憲政」へ——

西 村 成 雄

The Boxer Protocol System and a Political Change in Northeast China

Nishimura Shigéo

- I. 中国近代史の旋回点——「辛丑条約体制」の確立——
- II. 東三省における義和団運動と在地権力・清朝・ロシア
- III. 日露戦後の東三省地域政治——「憲政」への傾斜——

I. 中国近代史の旋回点——「辛丑条約体制」の確立——

「疑いもなく、現在東アジアで展開しつつある戦争はすでに義和団と列強同盟との間ではなく、中国という国家との間の戦争となっている」「われわれの現在の問題はすでに義和団蜂起に対処しているのではなく、中国と戦争していることにある」。

1900年6月19日付“Vorwärts”（ドイツ社会民主党機関紙）は「鉄拳」と題した社説で、中国における義和団運動との戦闘がすでに中国（清朝）との戦争状態へと質的に転化しつつあることを強調し、この「対華戦争」勃発の原因をほゞ次のように主張していた。すなわち、中国の人民運動の爆発は、数年前の中国に対する「鉄拳」政策によって引き起こされたのであり、膠州湾の占領が中国に巨大な怒りをまきおこしたのであり、もし「神聖なる戦争」があるとするれば、まさしく中国側の「神聖なる」民族戦争があるのみだ、と¹⁾。義和団運動は列強の、とりわけドイツ帝国主義の中国分割にたいする「神聖なる民族戦争」にほかからないことを述べることで、世界資本主義体制にくみこまれた地域が、もはや「鉄拳政策」のままには動かぬことを明確に把握していた。

他方、義和団運動は、6カ国連合軍（オーストリア・イタリア未着）による大沽砲台占領（6

月17日)にもかゝらず、6月21日には西太后政権に対列強宣戦布告をさせるほどの高揚を示し、それは全体としてある種の「民族防衛戦争」の段階を形成するにいたった²⁾。しかし、西太后は、単に義和団運動を利用するにすぎなかったという本質から、7月7日の天津敗退を憂慮し、翌日には李鴻章を直隸總督兼北洋大臣に任じ列強との和議の準備をはかり、さらに13日、天津が占領されるや榮禄を正式に派遣し和を求め、8月7日には李鴻章を「議和全權大臣」に任命するという行動にでていた。列強の連合軍は、このなかで、8月16日、北京を占領するにいたった。西太后らは太原に逃げのび、ついに、9月7日、

此案初起、義和團實為肇禍之由、今欲拔本塞源、非痛加勦除不可、直隸地方義和團蔓延尤甚、……即責成帶兵官實力勦辦、以清亂源³⁾

なる上諭を下し、あらゆる責任を義和団におしつけ、列強との和議をはかろうとした。

この間、列強の間には戦後処理をめぐる矛盾をはらみながらも、8カ国連合軍総司令官 Waldersee がその日記に、「かれらは実際上なお無限のはつらつとした生気をもち、さらに意外に思われるほどの勤勉さと賢明さなどをそなえている。中国のあらゆる尚武の精神は、なお完全には失なわれておらず、今次の拳民運動にもそれがみてとれる」「分割〔瓜分〕策は実に無益の策である」と書きしるしたように⁴⁾、義和団運動の高揚は、列強による中国の「個別分割支配」を不可能とさせる重要な要因となっていた。

列強公使団は、1900年12月23日、「議和大綱12カ条」を李鴻章に手交し、それはただちに西太后によって承認された⁵⁾。こうして、西太后政権はその存続を公認され、翌1901年9月7日、正式に「辛丑和約十二款、附件十九件」を、出兵8カ国(米・英・日・仏・露・独・伊・オーストリア)にオランダ・ベルギー・イスパニアの三国を加えた11カ国との間に締結した。

辛丑条約を締結するうえで、西太后政権は事前に自己の「政治的統治能力」を列強に公開しておく必要があったことはいうまでもない。それは、李鴻章・劉坤一・張之洞のイニシアティブのもとで、1901年1月29日の上諭において、「康〔有為〕逆之談新法、及亂法也、非變法也」⁶⁾ という立場から西太后のもとでの「變法」が決定されたこと、さらに2月14日の「自責之詔」において、義和団鎮圧のために「東南互相保護約款」を締結した東南各督撫らの政治的選択を追認しつつ、清朝の「自強」のために各省が協力すべきことを指示したことにあらわされる⁷⁾。これが「西太后新政」である。

では、辛丑条約締結にともなう清朝国家権力の質的転換をどのように把えることができるだろうか。従来、この点についての分析はあまりなされていなかったが、数少いうちのひとつに里井彦七郎氏の言及がある。氏は次のように規定する⁸⁾。すなわち、「義和団の敗北によって中国にたいする本格的な帝国主義支配が開始された。いわゆる『新政』の名の下に、守旧＝攘夷派に代って買弁＝洋務派が中央権力の指導権を握り、その指導の下にえせブルジョア改良主義がアジア的専制主義の崩壊を防ぐ主力としてあらわに前面に打ち出される」と述べて、帝国主義世界体制の中国における本格的確立と、それに適合的な買弁＝洋務派権力の清朝中枢における樹立として辛

丑条約体制を性格づける。権力の頂点には西太后が位置するが、それを支えたのはえせブルジョア改良主義を推進する洋務派ブルジョアジーであり、それは辛丑条約体制を支える支柱でもあったということになる。この理解にしたがえば、20世紀初頭、清朝権力は帝国主義と一定の相対的独自性を保ちつつ、辛丑条約体制下の従属的国家として、かつ封建的半封建的（買弁的・官僚ブルジョアジーの成長を含む）国家権力が軌道にのることになる。その意味で、辛丑条約体制とは20世紀以降の半植民地的条件下での半封建社会中国のあらゆる領域を規定する基礎的体制として位置づけられるだろう⁹⁾。以下、簡単に条約そのものの内容に即して辛丑条約体制の特徴に言及しておこう¹⁰⁾。

辛丑条約の骨格は、1900年12月22日付の列国使臣会議での対清国要求12カ条（講和条件）の対清提示（「連名公書」）によって与えられたが、賠償問題をめぐる列強間のかけひきと清朝側の対応のなかで、ようやく1901年9月7日、「最終議定書」が締結された。

第一に、清朝政府が正式に列国に謝罪し、義和団に「附和」した誤りを認めること（第1、3条）。第二に、清朝政府は「外国政府及外国臣民ニ対スル非企及罪惡ノ首犯者」を処罪しなければならないこと（第2条甲）。第三に、「外国人ガ虐殺セラレ若ハ虐待セラレタル各市府ニ於テ五箇年間、科擧ノ停止ヲ命ゼラレ」たこと（第2条乙）。第四に、「排外的団体ニ加入スルコトヲ永久ニ禁止シ、犯ス者ハ死刑ニ処ス」こと（1901年2月1日上諭）、あるいは「総督巡撫及各省各地方ノ官吏ハ、各其ノ管轄内ニ於ケル秩序ニ対シテ職責ヲ有スベク、且排外的紛擾ノ再発並ニ其他条約違反ノ事アルニ当リ、直ニ之ヲ鎮定セズ、又は其ノ犯罪者ヲ処罪セザル場合ニハ、該官吏ハ直ニ罷免セラルベク、且新官職ニ任命セラレ若ハ新名誉ヲ享受スルコト能ハザルベキ」こと（同上、上諭）を、2年間地方の各府庁州県に掲示しなければならなかった（第10条甲、丁）。

こうして、義和団運動の再発を含むあらゆる抵抗運動を予防し、官僚組織の任命権をも列国の意志のもとにおく体制ができあがっていった。それは、第五に、「各国ガ其ノ公使館防禦ノ為ニ公使館所在地区域内ニ常置護衛兵ヲ置クノ權利ヲ認メ」ること（第7条）、第六に、「大沽砲台並ニ北京ト海濱間ノ自由交通ヲ阻碍シ得ベキ諸砲台ヲ削平」すること（第8条）、第七に、「各国ガ首都海濱間ノ自由交通ヲ維持セムガ為ニ相互ノ協議ヲ以テ決定スベキ各地点ヲ占領スルノ權利ヲ」認めなければならないこと（第9条）、第八に、「兵器彈藥及専ラ兵器彈藥ノ製造ニ使用セラルベキ材料ヲ清国版図内ニ輸入スルノ禁止ヲ承認」すること（2カ年間、第5条）などに示されるような、軍事的制圧下に首都圏を置くことでもって、中国全域にわたる統制を補完したのである。政治的・軍事的辛丑条約体制の樹立ともいえるものであった。

さらに重要な柱は、巨額の賠償金の規定であった。4億5千万海関両の支払（第6条）を清朝は承認し、「元金償還ハ1902年1月1日ニ始マリ、1940年ノ末ニ終ル」、元利合計9億8千余万海関両の支払が中国に義務づけられた。そしてこの財源は、中国社会のすみずみまで、とくに農民層の負担として確保された。財政的・経済的辛丑条約体制の確立である。1895年の日清戦争以後、急速に帝国主義諸列強の中国分割支配体制が深まる過程で、義和団運動の鎮圧をピークとして列

強は清朝国家権力の再編成にその共通の利益をみいだした。辛丑条約は、清朝権力の維持、温存を保障する不可欠の国際的条件として位置づけられる。この辛丑条約こそ、その後の中国社会を政治・経済さらにはイデオロギー的にも規定した帝国主義段階における半植民地・半封建的社会体制の原型ともいうべきものであった。

さて、ここでは、辛丑条約第10条にもあるごとく、地方権力の体系にまで列強の意志が介入する状況を、東北地域での義和団運動の展開とその鎮圧の過程からとらえなおし、さらに清朝の日露戦後経営に辛丑条約体制がどのように関連していたかについて述べるが、まず在地権力と義和団の関連から分析しておこう。

II. 東三省における義和団運動と在地権力・清朝・ロシア

日清戦争のとき徐慶璋が知州であった遼陽における団練の起源は、19世紀60年代に求められる¹¹⁾。1860年から66年にかけて東北地域に展開した人民蜂起は、

實有三萬餘衆，分二十餘股，且均係馬隊，較廣西髮逆初起時，多而且悍¹²⁾

といわれ、当時、太平天国鎮圧のための清軍出動を牽制する役割を果していた。団練は、これにたいし清朝在地支配の維持強増をめざして組織されたのである。その後、遼陽地域は、日清戦争、義和団、日露戦争、辛亥革命を経るなかでも、「郷団之力」によって「未至糜爛，人民未至淪胥」¹³⁾ という状態を保持しえたという。

では、義和団運動の時期はどのような動きをみせたのであろうか。義和団運動が山東、直隸にひきつづいて東北地域に進展したとき、遼陽の団練組織は徐珍を練総として、各地区に団練を組織させ、「分防各段」せしめた。このとき、義和団の運動はすでに清朝政府中枢の西太后らによって「公認」され、光緒26年5月25日（1900年6月21日）の上諭によって対列強宣戦布告をおこなっていた。この上諭を受けた軍機処は、各省督撫にあって、

現在中外已開戰釁，直隸天津地方義和團會同官軍助勦獲勝，業經降旨嘉獎，此等義民，所在皆有，各省督撫如能招集成團，藉禦外侮，必能得力¹⁴⁾

と指示し、義和団を積極的に自己の立場から「利用」しはじめていた。

同年6月2日（6月28日）、軍機処は盛京將軍増祺に、

招集義和團，同心防守，毋得稍有疏虞，如有外國來兵，即著迎頭奮擊¹⁵⁾

と命じ、増祺はその方針を実施する旨上奏していた。しかし、その上奏のなかで、かれが

綜計通省馬步現有五十餘營，加之各處鄉團練互相聯結，兵力已不甚薄¹⁶⁾

と述べて、団練にも力を入れていることに注意しておく必要がある。同時に、かれが「此次中外開釁，究係何國失和，傳聞未得其詳」¹⁷⁾ と疑問を呈していたことは、増祺自身が「義和団の目的にたいして個人的に同情をもたず、かれらを排撃」¹⁸⁾ する意図をもっていたことと関連する。クリスティーの記述によれば、1900年8月11日、増祺は「軍隊は拳匪を攻撃し、見当り次第これを殺すべしとの命令」を出したのであり、その後、「沢山の匪が殺され、更に多数の者が奉天か

ら逃げ出し、残余の者は常民の中に吸収された」という¹⁹⁾。

ところで、東北地域における義和団運動は、

本年自五月間、省城内外居民、有演習義和拳者、不知傳自何人、三五成群、聚散無定、人習見之、突於六月初四日未刻、有奉民四五十人、其中十五六歲童子居多、向內治門外英國所建洋樓、爭為拆毀、……不移時、東南小河地方英人所設教堂、医院、亦俱為拳民焚毀無存、次日城内外各洋人講書堂、暨俄國鐵路公司、拆毀殆盡²⁰⁾

と伝えられるごとく、奉天城内の洋人を徹底的に排撃することからはじまった。

こうした動きにたいし、盛京戸部侍郎清銳らは

難保無匪徒假冒拳民、藉事滋擾、人心惶惑、震動堪虞²¹⁾

と密摺していた。とりわけ、ロシアとの関係で、吉林將軍長順は、

俄人興修鐵道以來、所用土夫、多係由直隸、山東陸續招致、三省不下一二十萬人、以吉林一省言之、奚啻五六萬人、如戰事起、必致停工、此五六萬人無從謀食、不流而為匪不止、將來乘亂竊發、勢將不可收拾²²⁾

と上奏し、列強の一つであるロシアとの戦を回避すべきことを論じていた。もし、ロシアとの戦がはじまれば、「東清鐵道」建設工事の労働者は失業することになり、かれら約10万人から20万人の「匪化」をどのように防ぐかという労働者対策の重要性を指摘していた。それらの方法として、労働者を兵士化すること、老弱者は開墾地に送りこんだりすることなどの他に、

地方官各於勤辦團練外、每屬添練步隊百名、以資彈壓、現已於省城設立團練總局、派吉林道府會同各紳士認真經理²³⁾

と述べているごとく、団練を基礎にした「弾壓」を準備していたのである。長順にあっては「外侮、極まるといえども、内患、生ぜざらんことを庶う」という立場であり、義和団鎮圧に団練組織をフルに利用することになる。

この間、ロシア軍は、1900年7月9日に国境進軍命令を受け、7月11日にはハルピン救援軍がブラゴヴェシチェンスク(Благовещенск)より発進した²⁴⁾。その後、続々と軍隊は南下し、9月29日には一部の軍隊が山海関にまで到達していた²⁵⁾。また、8月15日の北京占領後は兵力の一部を東北地域へさしむけることになり、ロシア軍は北上しつつ各地を占領、10月1日には奉天に入城した²⁶⁾。

このようなロシア軍の全面的な東省侵入を前にして、盛京將軍増祺、吉林將軍長順らはほとんど抵抗することなく、あいついで、ハルピン、吉林、長春、牛莊、遼陽、など主要都市をロシア軍にあげわたした²⁷⁾。こうした対応は、すでに西太后ら中央政權掌握グループの光緒26年8月19日(1900年9月12日)付上諭の「西巡」決定²⁸⁾、および同年8月21日(9月14日)の上諭における。

此次禍端肇自拳匪、疊經降旨痛加剷除、……著直隸各路統兵大員、凡有拳民聚集處所、勒令呈繳軍械、剷日解散、倘敢抗違、即著痛加勦除、以清亂源而靖地方²⁹⁾

のとき義和団鎮圧政策への転換と関連していたといえる。9月22日（11月13日）の上諭では、より明瞭に義和団鎮圧と対外関係との関連性を意識しつつ、

現在京畿一帯、拳匪尚未淨盡，以致地方糜爛，生民塗炭，思之實堪痛恨，若不嚴加懲治，無以服天下之心，而釋友邦之憾³⁰⁾

と述べていた。

増祺は、「牛莊、遼陽、奉天省城失守」に関する上奉附片で

當本年拳匪初起時，曾經奴才増祺嚴為示禁，嗣俄鐵路工員吉利時滿等屢請保護彈壓，亦經迭次出示曉諭，尚未滋事³¹⁾

と述べており、「回省城」後の上奏にも、

奴才方派員赴遼陽一帯會同地方官彈壓拳民，稽查鐵路，無非為弭釁端³²⁾

とあって、増祺は一貫して義和団鎮圧に意を用いていた。他方ロシア軍の侵入にたいしては、

我已四面受敵，情見勢絀，彼以全力合攻一處，其不支固已不待言喻³³⁾

と、完全な屈服を公言していたのである。

ただ、盛京副都統晉昌のみが、その封建頑固派としての本質から、

若再一議和，勢必至彼索某城，此索某地，種種要挾，不問可知，……敢言戰而不敢言和者也³⁴⁾

と主張していたが、その意図するところは、

苟戰而失利，猶勝不戰而讓人也，持之以久，必當漸有轉機³⁵⁾

というところにあり、真の意味において外国侵略者と戦うということではなかった。つまり、これは一方で義和団組織を利用するとともに、他方で遼陽吉洞峪の徐珍らが指導する団練組織を例にあげて、

團練尤齊，聚族往依者以千萬計，可見人心尚固³⁶⁾

であるとして、各地に「郷団」を組織するなかで、議和に有利な情勢をつくりだそうとしていたのである。そのかぎりでは、かれの口から、

俄人所能得者，我旗民各官耳，敵蹤一到，各處均執旗迎降，獨百姓則奔走流離，紛紛遷避，呼號道路死亡枕藉³⁷⁾

という、ロシア軍に簡単に降服する旗民官吏の本質を知ることができる。さらに、城中の紳商たちも、「欲軟白旗往迎俄人」という状態であったという³⁸⁾。

こうしたなかで、西太后らは八箇国列強にたいして、一項目だけを除いて全面的に屈服する道をすすんでいた。すなわち、全権大臣慶親王奕劻、李鴻章を派して列強外交団と交渉させていたが、1900年12月23日、両全権は外交団から「禍首を懲辦する」なかに西太后を加えぬ和議大綱12箇条の要求を受け³⁹⁾、27日には電旨によって受諾することを通告したのである⁴⁰⁾。このことによって、列強は西太后の政権掌握を認知したのである。辛丑条約体制の原型が形成されたといえるであろう。

東三省地域は、ロシア軍の全域的駐屯という事実上の占領下に置かれ、増祺の報告によれば以下のような情勢にあった。

官商士民紛紛逃避，莫知所之，不獨居者被擾，逃者亦鮮不被刦，顛沛流離，傷心慘目
逃兵土匪互相勾結，或聚衆數千，或百十成群，綁人勒贖，甚至加以烤烙之刑，姦搶婦女，
無惡不作

増祺はこれにたいして、正規軍と団練を協同させて「盗賊を緝捕する」のに全力をあげていた⁴¹⁾。各地の団練は、かれのいう「社会安定」に大きな役割を担っていた。遼陽における団練の組織化に関して、遼陽県志は次のように伝えている。在地の徐珍は、

官軍潰，地方無官守，盜賊橫行

というもとで、すぐさま団練を組織した結果、その地域内の「盗賊」は消滅され、たとえいたとしても、すべて「遠竄」する状態であったという。同地の、顧徳昌や胡鼎元や王多文らも「郷團」を組織し「徐珍練総」と連携しつつ、「村閭安全無恙」という「成果」をあげていた⁴²⁾。

他方、義和団運動はその後、吉林においては、

實不足為御敵之資，且壇中良莠不齊，往往外出滋生事端，地方轉移騷擾
であるとして、ついに「各処の神壇は、一律に裁撤された」のである⁴³⁾。奉天においても、義和団練の事務を辦理していた盛京戸部侍郎清銳や溥頤ら自身によって、

彼時省城拳團，已聚有二千餘人，此外，各洲縣到處皆有
と報告されていたものが、「恃衆跋扈，抗官害民，日多燒殺」しているという口実のもとに、

由省城附近鄉團中，酌調勇丁一千名來城，……編成兩營，多為義勇軍，以嚴防肘腋之變
のごとく、郷團の力で「肘腋之變」としての義和団を鎮圧するにいたった⁴⁴⁾。もちろん、奉天における義和団の指導者劉濤緑らは、「到局逞兇」と伝えられたように多様な抵抗を組織していたようであるが、鎮圧された義和団は「土匪章程」によって処罰されたのである。これは奉天のみならず、

外城各洲縣，所有拳匪擾害之處，亦通飭一律查拏法辦，以絕根株⁴⁵⁾
と各地に命令され、全力をあげて義和団運動の終束をはかっていた。このことは、まさに西太后らが「義和大綱12条」を認めること、つまり帝国主義列強への屈服と関連しあっていたことはいうまでもない。ところが、義和団鎮圧だけがそのすべてではなかった。

前因俄人収我槍械，以致遣撤各營半多中途逃散，土匪乘機勾結，盤踞山中，聚成大股，撫之無餉，剿之無兵⁴⁶⁾

といわれるように、いわゆる「土匪」が大群をなして出現していた。これを「討伐」する兵力がないなかで、「俄員と聯絡をとって大局の保全を期せざるをえない」として⁴⁷⁾、

商請俄提督高哩巴爾帶隊前往剿辦⁴⁸⁾

なる政策をとったかれらは、「土匪鎮圧」という共通の利害の上に、ロシアと軍事同盟を結んで「内亂之萌」を防止しようとしていたのである⁴⁹⁾。

しかしながら、ロシア占領軍と東三省地方権力との間の矛盾はもちろん存在していた。それは、地方権力によって軍事的に重要な一環をなす団練の組織問題をめぐるものであった。吉林を例にとると、

自俄兵入境，各營軍械大半為其収去，現在防軍裁撤，僅留捕盜隊四千三百名，散布各區という状況下に、地方権力がその社会的基盤を団練組織に求めるのは当然のことであるが、吉林將軍長順は、ロシア軍の「搜盡民間火器」政策にたいし、民間で使う槍械は「屬備禦盜賊，自保身家」にあると再三にわたって抗議せざるをえなくなっていた。そして、「令各村屯自立練會，守望相助」と各地に団練を組織するよう令じていた。にもかかわらず、

俄兵有時下鄉，搜槍如故，而練會已成復敗者不知凡幾と報告されているとおり、ロシア軍との一方における協同と、他方における敵対のジレンマに陥っていたといわねばならない⁵⁰⁾。

たしかに、ロシア軍の直接介入による「土匪彈圧」の結果、「匪首劉泳和，綽号劉单子」の勢力は撃破されたが、たちまち勢力をもりかえし、その他の「大股賊」も各地で抬頭していた。このような現実を、長順は、

人心思亂，三省同出一轍，禍患方深，隱憂曷已と慨嘆しつつも、その根本的な原因を指摘して、

此無他，内亂之萌，實由外侮，我既受制於俄，不得不受制於賊と述べ、「賊」の盤踞はすなわち「内亂之萌」であり、そうなったのは「外侮」にほかならないというのである⁵¹⁾。おそらく地方権力の担当者のなかでこれほど明確に当時のロシア軍占領の政治的意義をとらえたものはないといえよう。

すでにふれたごとく、ロシア軍の団練にたいする「武装解除」政策に、地方権力は最も鋭く対立していたが、そのままに放置すれば、

将来兵既不足衛民，民亦不能自衛，勢非盡驅良民為盜不止⁵²⁾となってしまうのではないかと、長順は指摘していた。地方権力そのものの存在を脅やかす事態を告白しているのである。この上奏を受けた西安軍機処は、ただちに外交団と交渉中の全権大使に、

自應由該將軍婉商俄官，交回軍械，派兵剿辦，俾免蔓延為患⁵³⁾と転電させるとともに、直接、ロシア公使に吉林の情勢を詳告し、
轉囑俄員務祛疑忌，免収槍械，合力剿辦，以靖地方⁵⁴⁾と伝えるよう上諭していた。

さて、義和団運動およびその後いわゆる「土匪」の運動は、ともに民族矛盾が激化するなかで、外国侵入軍と直接的に対決していたし、同時に東三省地方権力とロシア軍との共通の攻撃にさらされていた。たとえば、劉泳和の一群は、ロシア軍の攻撃を受けて寛甸へ転戦する途中、

向鄉團王茂林復仇，突至鳳凰廳，道標營官周玉麟帶隊投賊⁵⁵⁾

と伝えられるように、郷団組織を攻撃すること、および一部の正規軍を味方につけることもおこなわれていた。そこには、「賊」鎮圧のために正規軍が「郷団と力を合わせ堵禦」とともに「俄兵を邀同して撃散させる」という、国際的階級同盟の行動のあり方が読みとれる。劉泳和らは、地方権力と郷団とロシア軍の三位一体化した鎮圧軍に直面していたといわねばならない。

このような三位一体化は、政治のレベルで、清朝がロシアに屈服した現実を反映していたといえよう。奉天がロシア軍に占領されてより、盛京將軍増祺はロシア軍司令官アレクシエフ(Алексеев)の要求の前に、已革道員周免を旅順に派して、「奉天交地暫且条約」(9箇条)を締結した(1900年11月11日)。その内容はまさにロシア軍による東三省占領を既成事実化しようとするものであったが⁵⁶⁾、この条約は同年12月30日、ロンドン・タイムズ紙北京特派員によって、世界に公表されたため、列強間の矛盾の激化をもたらしていた⁵⁷⁾。そこで、清朝は、ロシア側からの要求でもあったのだが、1901年1月2日在ペテルスブルグ公使の楊儒を全權大臣に任命して「東三省接收事宜」を正式にロシア外務省と商議させることになった。こうして、いわゆる「満州撤兵条約」をめぐるロシアと清朝の交渉が開始され、ロシア外相のラムスドルフ(Ламсдорф)と楊儒の間に合計14回にわたる会議がもたれたが、同年3月4日付の「不敢遽行畫押」という上諭で決裂する⁵⁸⁾。この背後には、日本側の、劉坤一や張之洞にたいする働きかけなどがあったといわれている⁵⁹⁾。その後、李鴻章はロシアとの条約締結を推進するために朝廷に働きかけ再度ロシアとの交渉に入った。ところが、李鴻章は1901年9月7日、辛丑条約を結んでからほどなくして死亡する。そのあとを受けついだ慶親王奕劻、王文韶との間に交渉をつづけたロシアは、1902年1月30日の日英同盟成立を一つの衝撃として、同年4月8日、北京で四箇条からなる「交收東三省条約」(いわゆる「満州還附に関する露清協約」)を締結する⁶⁰⁾。

しかし、この条約の柱であるロシア軍の東三省からの撤退問題は、第二期撤兵満期後の1903年4月18日にロシア側からの清朝にたいする七項目要求が再度提起されることによって、帝国主義列強間の矛盾をさらに一步深めることになった。「北京政府は協定を拒絶し、アメリカ、イギリス及び日本は、ロシアの要求に現われた彼らの“条約上の権利”侵害にたいして、直ちに抗議した。要求は依然としてこれらの諸国にたいして挑戦的な性質を持っていた」⁶¹⁾。なかんずく、日本は日英同盟を後だてとして、ロシアとの矛盾をいっそう深め、早くも1903年12月30日の閣議において、対露交渉決裂の際の方針を決定した。同時に、対清朝政策として、「第一、清国ヲシテ我レニ応シ共ニ露国ニ対敵セシムルコト、第二、清国ヲシテ中立ヲ守リ交戦ニ加ハラシメサルコト」を内定していた⁶²⁾。

他方、ロシアから七項目の要求が出されたのにたいし、「留東學生之大憤、各省同郷會紛紛開會研究対策」のように、留日学生は反対運動を展開し、藍天蔚を隊長とする「拒俄學生軍」を組織し、ロシアの東三省実質占領に抵抗する活動がくりひろげられた。本国の各省に通電するとともに、二人の代表を袁世凱に送って「出兵抗敵」することを要求していた⁶³⁾。しかしながら、清朝は「拒俄學生軍」の動きを、「拒俄」を口実とする「革命」運動だとして弾圧を加えていた⁶⁴⁾。

このことが、東三省という在地での、清朝権力とロシア軍との階級的・国家的同盟と同一のものであったことはいうまでもない。

義和団運動が東三省で展開されるなかで、ロシア軍の侵入およびそれと結んだ清朝地方権力（団練をも含めて）の弾圧体制が形成され鎮圧にのりだしたとすれば、清朝が列強に完全に屈服するなかで東三省における義和団と忠義軍などの民衆レベルの抵抗運動が開始されたといえる。

III. 日露戦後の東三省地域政治——「憲政」への傾斜——

日露戦争は中国の地で戦われた。

東三省の農民たちは、「自分たちの戦争ではなかったけれども、そのために苦しみ且つ死んだ。そして何ら賠償を受けるあてもなかった」。「この数カ月間戦場となった地域の中国人の困窮はきびしいものがあつた。裕福な者の多くは、夏の中にその財産をもって安全な地方へ逃げた。田舎の比較的貧しき人々はしだいにその家族をつれて都会に移り、家を借り又は友人の許に寄寓した者が多くあつた。……無数の村落の住民の大部分は、戦争は自分たちの近くには来ないだろうとか、あてにならぬ希望を希望として家に留まつた」。しかし、「人跡到り難き山岳地方から遼河に到るまで、国土の全区域が軍隊によって占領され、戦闘が北に進むにつれ、軍隊の規模は益々大となつた」のであつた。

こうして、日露戦争は東三省を大きな荒廃へとみちびいていった。民衆の生活はいよいよ困窮の度を深め、「穀物の価格は平時に数倍し、高粱の茎は普通の価格の6倍した」。のみならず、戦争そのもののために「村落の組織的破壊が行われ」「住民は地上の持物一切を失ひ、全く無一物となつて」各地に流浪しなければならぬ運命にさらされた。

たしかに、義和団のあと、ロシア軍は東三省において事実上の占領者としてふるまつた。が、こんどは日本がそれにとってかわつた。「一大国民を打ち負かした。日本は優秀、最高だ。中国は無視すべし、こういう頭でかれらは救い主としてではなく、勝利者として来り、中国人をば被征服民として輕侮の念をもって取扱つた」。かくして、東三省の民衆は「引きつづいて前通り苦しみ、失望はかれらの憤懣をますます強からしめた」⁶⁵⁾。

スコットランド合同長老教会の一伝道医師として、奉天で日露戦争を体験したデュガルド・クリスティー (Dugald Christie) は、帝国主義戦争の直接の被害者であつた東三省民衆の眼をもつて、クリスチャンとしての立場から、その鋭い觀察を以上のごとく伝えていた。

日露戦争が双方の宣戦布告によって開始されたのは1904年2月10日であつた。それから2日後、清朝は「局外中立宣言」をおこなつた。ところが、外務部の各国公使宛通電は、東三省が中国の領土であることを強調し、

東三省疆土權利、兩國無論勝負、仍舊中國自主、兩國均不得佔據⁶⁶⁾

と声明しながら、同時に、東三省は現実に外国の軍隊が駐屯しているため「局外中立」の実行は困難であらうと述べざるをえない実態にあつた。さらに、中国全体の政治的社会的情勢を、

ロシア
日俄兩國兵事未定，我東三省境內人民，方在流離顛沛之中，廣西叛匪披猖，生靈遭荼毒，其餘完善各省，亦復疲於捐派，民力難堪，滿目瘡痍⁶⁷⁾

と指摘した文章からは、民衆レベルにおける社会的不安の増大と、それをもたらす対外関係面での主権喪失・国内政策における「捐派」の増強という状況がみてとれる。対外矛盾の激化が国内矛盾の爆発をもたらすことへの恐怖こそ、「局外中立宣言」公布の現実的基盤であったといえるだろう。中立宣言の上諭にも、

所有各國使館教堂，尤應加意保護，倘有不肖匪徒，妄造謠言，藉端滋擾，即行緝拿審訊⁶⁸⁾とあったり、日露戦争直後における上諭でも、

近日以來，訛言四起，適偶有不虞之暴動，遂突生排外之謠傳

斷不可有仇視外洋之心，權利固當保全，而斷不可有違背條約之舉⁶⁹⁾

と述べられているように、日露戦争を契機とした民衆レベルの巨大な運動、義和団のような事態の再発を恐れ、各省將軍督撫にそれらの動きを防止するよう厳命していたのである。

西太后政権は、帝国主義列強との対応で、自らの地位と役割を理解し行動していたといえよう。辛丑条約を締結し、日露戦争を経て西太后新政は憲政段階へと移行しつつあった。

東三省における憲政の本格的展開は、1907年4月20日、東三省總督として就任した徐世昌以降のことであるが、日露戦争の終結していない段階で「従来の異例たる漢軍出身趙爾巽を挙て滿州祖宗の境に」盛京將軍たらしめたことは⁷⁰⁾、クリスティーの指摘するごとくたしかに「日露戦争は滿州の重要性について遅まきながら中央政府を覚醒せしめた」結果であった⁷¹⁾。

実際、趙爾巽が盛京將軍に就任して以後（1905年5月7日）、中央政府は東三省の商務を振興すべく、

亟應指定地界，多開場埠，推廣通商，期於有濟各國公共利益，并飭地方官舉辦各項實業と上諭し、外務部・商部・北洋大臣袁世凱にその実施を計画させていた。趙爾巽も着任後、

奉省自經兵燹，商業蕭条，銀根甚緊，以致市面周轉不靈

という認識から、光緒31年冬（1905年）、「官款銀60万兩」を資本として「奉天官銀号」を設立し⁷²⁾、兌換紙幣の発行権を与え、

凡東三省境內，准其完納錢糧，捐税

のごとく、官銀号紙幣の強制通用布告を出した⁷³⁾。このような財政政策のなかで、奉天官銀号は光緒31年11月に創設されてより、翌年末（1906年）までに20万3千余兩の利益を獲得したという⁷⁴⁾。「斯くて趙爾巽が中央転任にあたり、奉天省度支司の金庫に貯蔵する剰余金は実に六百数十万兩の巨額であった」と伝えられるほどの「功積」をあげていた⁷⁵⁾。クリスティーによれば、「趙爾巽の標語は『進歩，能率，經濟』と称し得べきものであった」⁷⁶⁾。この趙爾巽こそ、後、東三省總督として辛亥革命の真只中で反革命の保壘を構築することに成功する⁷⁷⁾。

ところで、中央政府は1906年10月、趙爾巽の上奏に答えて、

奉省為根本生地，百戰瘡痍，列強環集，經營措置，動多棘手，……所有練兵理財，以及農

工商業，均為刻不容緩之圖⁷⁸⁾

と述べ、東三省視察大臣に商部尚書貝子載振，巡警部尚書徐世昌らを任命派遣し、東三省の全面的な「改革」に着手しはじめた。あきらかに、日露戦後の東三省経営が一地方の性格を超えたものとして認識されていた証拠である。

東三省視察大臣の復命書は大要次のような内容をもっていた⁷⁹⁾。

「戦後に於ける地方官の徴税は大に重きに過ぎ、民心安からざるの傾向あるを以て、宜しく税率を飭減すべきこと」

「三省中商務の尤も降盛なるの地は哈爾賓，奉天，營口の三所なりと雖も、何れも皆日露両国の商業地たるの観ありて、我商民の利権尠きを以て、宜しく之を奨励し、日露両国と鼎立するの策を講ずべきこと」

「警察制度未だ普及するに至らず、……速に其成立を図ること」

「開墾は東三省に於て最大の利源たり、宜しく速に之を拡張して地利を広く興すべきこと」

「速に学校を興し教育の普及を謀ること」

など九項目が「新政」の具体的内容とされたが、同時に緊急課題として下記の八項目が提起されていた。

第一、曩きに日露両国に対して失いたる利権を中国に回収すること

第二、鬪匪を剿蕩するには悉く中国の軍隊を使用し決して外国の助力を借るべからざること

第三、学芸農商各務を興辦すること

第四、東三省の各省に陸軍一鎮を編成訓練すること

第五、財政を整頓し行政を改革すること

第六、日清協約に載する開放地の外、更に数所を開放して通商に使うこと

第七、鉱山の開掘、鉄道の敷設には皆中国人の資本を用いること

第八、段芝貴を東三省に簡派して三省軍務を総管せしむべきこと

この八項目は、日露戦後経営の方針を示しており、日本とロシアの勢力均衡的東三省支配に対応する東三省内政の一定程度の改革を意味していた。

とくに徐世昌は、直隸総督袁世凱と審議を重ねて、東三省官制の改革をはじめとする意見案を上奏し、その結果、1907年4月20日の上諭で、盛京將軍を東三省総督に改組し、徐世昌が総督に、奉天巡撫に唐紹儀、朱家宝は吉林巡撫を署理し、段芝貴は黒龍江巡撫に任命された⁸⁰⁾。この人事は、完全に袁世凱勢力による東三省支配の実現ともいうべきものであった。

徐世昌は、東三省戦後経営の柱を「借國債，立銀行，行開放，聯與国」の四点に置いた。「群雄并立之世」にあって、兵禍を防ぐためには、

必平均各國之勢力，廣闊商場，實行開放，俾兼營并進

という政策をもって東三省を「萬國貿易平權之公地」にしなければならないというのである⁸¹⁾。

徐世昌の許で奉天右參贊であった錢能訓は、もっと明確に東三省の「保存」を図るためには、

廣招歐美各國，平列并進，吸收資本，廣闢商場，化兵戰以為商戰
にしくものはないと述べ、「借國債，行開放，聯與国之三者，保存東省之原則也」と主張していた⁸²⁾。

ここでわれわれは，日露戦争後の東三省をめぐる帝国主義列強間の諸矛盾が，東三省地方権力支配者層にどのように反映していたかという課題をよみとることができる。つまり，錢能訓のいうような「東省保存の原則」が意識された理由こそ，かれら自身が東三省の現状を，

三省之大患，莫甚於列國之勢力不均，不均則必有所偏重，而列強有不甘獨後之
と抱えていたからであった⁸³⁾。こうしたとらえ方が，後の総督銀良の場合にも一貫していたことは⁸⁴⁾，広くいって西太后政権下の帝国主義に対する認識と行動の同質性をあらわしており，かつ東三省という中国領域内で最も列強矛盾の交錯した政治状況を呈した地域政治の特徴をもあらわしていたといえよう⁸⁵⁾。

(1982年6月15日)

〔註〕

- 1) 『近代史資料』，1957年，第5期。
- 2) 里井彦七郎「義和団運動」『岩波世界歴史』第22巻，1969年，p. 414。
- 3) 『清徳宗實録』，光緒26年8月癸未諭。
- 4) Waldersee (王光祈譯)『庚子聯軍統帥瓦德西拳亂筆記』，上海中華書局，1928年，1901年2月3日の条，p. 144，p. 141。なお，同日記2月12日の条には，軍事行動への社会民主党の「攻撃」にたいするかれの弁明が述べられている (p. 152)。
- 5) 『清徳宗實録』，光緒26年11月甲戌諭。「覽所奏各條，曷勝感慨，敬念宗庙社稷，關係至重，不得不委曲求全，所有十二條大綱，應即照允」。
- 6) 上諭，光緒26年12月初10日 (1901年1月29日)，『義和團檔案史料』の下冊，国家檔案局明清檔案館編，中華書局，1959年，p. 915。
- 7) 上諭，光緒26年12月26日 (1901年2月14日)，『義和團檔案史料』下冊，p. 946。
- 8) 里井彦七郎「義和団運動」，前掲註(2)，p. 422。
- 9) 拙稿「東三省における辛亥革命」『歴史学研究』第358号参照。
- 10) 辛丑条約の条文譯文は下記のものによる。外務省条約局『日支間並支那ニ関スル日本及他國間ノ条約』(大正12年3月)，「北清事変ニ関スル千九百年ノ連名公書並關係交換公文」pp. 748-753，「北清事変ニ関スル最終議定書」pp. 769-781，「附屬書第15号 (1901年2月1日上諭)」pp. 798-800。
なお，辛丑条約成立過程については，菅野正「辛丑条約の成立」『東洋史研究』第31巻，第3号 (1972年12月) 参照。
- 11) 徐慶璋は，日清戦争時の日記をのこしている。李鴻章の政策に反対する立場からの抵抗論 (団練を基礎とした) を展開している。「遼陽防守日記」『近代史資料』1962年，第3期。
- 12) 中国科学院吉林省分院歴史研究所・吉林師範大学歴史系編著『近代東北人民革命運動史』吉林人民出版社，1960年，p. 35。
- 13) 『遼陽県志』卷22，9丁a。
- 14) 軍機處寄各省督撫上諭，光緒26年5月25日 (實録未載)，『義和團檔案史料』上冊，p. 163。
- 15) 軍機處寄盛京將軍增祺上諭，光緒26年6月初2日，『義和團檔案史料』上冊，p. 198。
- 16) 盛京將軍增祺摺，光緒26年6月初2日，『義和團檔案史料』上冊，p. 201。

- 17) 同上書, p. 201.
- 18) クリスティー(矢内原忠雄訳)『奉天三十年』上, 岩波新書, p. 180.
- 19) 同上書, p. 201.
- 20) 盛京戸部侍郎清銳等摺, 光緒26年6月初6日, 『義和團檔案史料』上冊, pp. 220-221.
- 21) 同上書, p. 221.
- 22) 吉林將軍長順摺, 光緒26年6月初10日, 又片, 『義和團檔案史料』上冊, p. 252.
- 23) 同上書, p. 252.
- 24) 矢野仁一『満州近代史』, p. 260.
- 25) 同上書, p. 266.
- 26) 同上書, p. 267.
- 27) 盛京將軍增祺等摺, 光緒26年閏8月25日, 『義和團檔案史料』下冊, pp. 704-707. 奉天府丞陳兆文摺, 光緒26年9月初2日, 同上書, pp. 728-729. 吉林將軍長順等摺, 光緒26年10月18日, 同上書, pp. 811-821.
- 28) 上諭, 光緒26年8月19日, 『義和團檔案史料』上冊, p. 581.
- 29) 上諭, 光緒26年8月21日, 『義和團檔案史料』上冊, p. 589.
- 30) 上諭, 光緒26年9月22日, 『義和團檔案史料』下冊, pp. 771-772.
- 31) 盛京將軍增祺等摺, 光緒26年閏8月25日, 又片, 『義和團檔案史料』下冊, p. 710.
- 32) 盛京將軍增祺等摺, 光緒26年10月15日, 又片, 『義和團檔案史料』下冊, p. 802.
- 33) 盛京將軍增祺等摺, 光緒26年閏8月25日, 又片, 『義和團檔案史料』下冊, pp. 708-709.
- 34) 盛京副都統晉昌摺, 光緒26年8月30日, 『義和團檔案史料』上冊, p. 640.
- 35) 同上書, p. 640.
- 36) 盛京副都統晉昌摺, 光緒26年8月30日, 又片, 同上書, p. 642.
- 37) 同上書, p. 642.
- 38) 盛京將軍增祺等摺, 光緒26年閏8月25日, 『義和團檔案史料』下冊, p. 706.
- 39) 全樞大臣奕劻李鴻章電報, 光緒26年11月初2日, 『義和團檔案史料』下冊, pp. 836-838.
- 40) 軍機處寄全樞大臣奕劻李鴻章電旨, 光緒26年11月初6日, 『義和團檔案史料』下冊, p. 853.
- 41) 盛京將軍增祺摺, 光緒26年11月25日, 『義和團檔案史料』下冊, pp. 890-893.
- 42) 『遼陽縣志』卷11, 鄉型志.
- 43) 陳貴宗『東北義和團運動初探』『史學集刊』1956年, 第1期, p. 90.
- 44) 盛京戸部侍郎清銳等摺, 光緒26年12月初8日, 『義和團檔案史料』下冊, p. 913.
- 45) 同上書, p. 913.
- 46) 吉林將軍長順片, 光緒27年3月初4日, 『義和團檔案史料』下冊, p. 1050.
- 47) 同上書, p. 1051.
- 48) 吉林將軍長順等片, 光緒27年3月16日, 『義和團檔案史料』下冊, p. 1090.
- 49) 吉林將軍長順等摺, 光緒27年5月初10日, 『義和團檔案史料』下冊, p. 1218.
- 50) 前掲註 48).
- 51) 前掲註 49).
- 52) 同上註 49), p. 1219.
- 53) 軍機處致全樞大臣奕劻李鴻章電信, 光緒27年5月11日, pp. 1219-1220. この電信で, 「賊匪劉担子, 林七穆擄掠蹂躪, 勢甚猖獗」といわれていた.
- 54) 軍機處寄慶親王奕劻等上諭, 光緒27年6月初7日, 『義和團檔案史料』下冊, p. 1252.
- 55) 全樞大臣奕劻等轉盛京將軍增祺等電報, 光緒27年5月25日, 『義和團檔案史料』下冊, p. 1236. この電報では「劉彈子」と記されている. ちなみに, これら「匪」と称されていた劉彈子らの運動(忠義軍)の性質をめぐる論争がなされており, 劉彈子(永和)がロシア軍に投降したのかどうかなどが檔案史料分析を通じて深められつつある. ①「關於劉永和叛變投俄的問題」『吉林師範大學學報』1977年第5・6期合

- 刊, ② 黎光「略談有關忠義軍抗俄鬭爭的幾個問題」『社会科学戰線』1979年第2期, ③ 敬知本「略談忠義軍抗俄鬭爭史料的兩個問題」『學術研究叢刊』(吉林省社會科學院編)1980年第2期, ④ 伊文成・傅朗雲「劉永和“叛變投俄”質疑」『吉林師範大學學報』1981年第1期, ⑤ 劉玉岐「我對“忠義軍”抗俄鬭爭中兩個問題的看法」『社会科学戰線』1982年第2期. とくに④の論文は①に対する批判で, 劉永和はロシアに投降したのではなく捕虜となり, その後逃亡して再びロシア軍と戦ったとする.
- 56) 奉天將軍增祺摺, 光緒27年2月28日, 『義和團檔案史料』下冊, pp. 1030-1033. P. H. Clyde, *International Rivalries in Manchuria*, 1928, p. 87.
- 57) Clyde, *Ibid.*, p. 87.
- 58) 王芸生編著『六十年来中國與日本』第四卷, 三聯書店, 1980年, p. 121.
- 59) 矢野仁一, 前掲書註 24), p. 399.
- 60) 王芸生, 前掲書註 58), pp. 135-138.
- 61) В. Аьарин, *ИМПЕРИАЛИЗМ В МАНЧЖУРИИ*, ТОМ1, 1934, СТР. 81, (中国語訳)『帝國主義在滿州』商務印書館, 1980年, p. 88, (日本語訳)『列強対滿工作史』上巻, p. 125.
- 62) 『日本外交年表並主要文書』(上), p. 217.
- 63) 拒俄義勇軍に関する史料については, 中国社会科学院近代史研究所中華民國史研究主編, 楊天石・王学庄編『拒俄運動, 1901-1905』(中華民國史資料叢稿) 中国社会科学出版社, 1979年を参照.
- 64) 李新主編『中華民國史』第一編全一卷, 中華民國的創立(上), 中華書局, 1981年, pp. 151-161 参照.
- 65) クリスティー, 前掲書註 18), p. 228, p. 249, p. 250, p. 251, p. 252, pp. 263-264, p. 264.
- 66) 王芸生, 前掲書註 58), p. 179.
- 67) 『十二朝東華錄』光緒朝, 光緒30年5月27日の条.
- 68) 同上書, 光緒29年12月27日の条.
- 69) 同上書, 光緒32年2月11日の条.
- 70) 守田利遠『滿洲地誌』(上), 1906年9月, p. 161.
- 71) クリスティー, 前掲書註 18), p. 266.
- 72) 中国人民銀行總行參事室金融史料組編『中国近代貨幣史料』第一輯, 下冊, 中華書局, 1964年, p. 995.
- 73) 『東三省政略』卷七, 財政附東三省幣政, p. 56.
- 74) 同上書, 14 丁 a.
- 75) 園田一亀『奉天省財政の研究』, 1927年, p. 10.
- 76) クリスティー, 前掲書註 18), 下, p. 266.
- 77) 拙稿「東三省における辛亥革命」『歴史学研究』第358号参照.
- 78) 『十二朝東華錄』, 光緒32年9月2日の条.
- 79) 參謀本部『清國憲政沿革略』卷一, 1911年9月, pp. 325-327.
- 80) 『十二朝東華錄』, 光緒33年3月8日の条.
- 81) 『東三省政略』叙言, 2 丁 b.
- 82) 同上書, 跋, 3 丁 a.
- 83) 同上書, 跋, 2 丁 b.
- 84) 拙稿「辛亥革命前夜における東三省」『大阪外国語大學學報』第37号(1976年3月)参照.
- 85) 東北地域における義和團運動期をとりあつかった最近の研究には次のようなものがある. 黎光・張璇如『義和團運動在東北』吉林人民出版社, 1981年. 廖一中・李德征・張璇如等編『義和團運動史』人民出版社, 1981年, 第8章第2節——義和團運動在東北逐漸高漲, 第11章——東北軍民英勇抗擊沙俄侵占東北的戰爭, 第13章第3節——東北人民為“御俄寇, 復国土”繼續奮戰.